

所得基準額・受取年金額

免除段階	所得基準額	受取年金額
全額免除	(扶養親族数+1)×35万円+32万円	2分の1が反映
3/4免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8分の5が反映
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8分の6が反映
1/4免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8分の7が反映

※納付猶予は年金額に反映されません。

免除申請
 前年の所得が少ない方や失業など経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の全額または一部の納付が免除されます。免除申請は、本人・配属者・世帯主のいずれもが申請する年度の前年所得が定められた基準以下である場合に承認されます。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方すべての方が加入する制度です。保険料を納め続けることで、高齢になつたときの老齢基礎年金、万が一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。

**国民年金保険料
 免除・納付猶予の
 申請を受付します**



納付猶予

50歳未満で、経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の納付が猶予されます。

※納付猶予の所得基準額は、全額免除と同じですが、世帯主の所得を除き本人と配偶者の所得のみで審査されます。

※保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受け取るための資格要件に算入されませんが、受け取る年金額は少なくなります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金の資格要件にも算入されません。

手続き

次の書類をお持ちのうえ、国保年金課で手続きをしてください（継続申請者は除く）。

◆本人確認書類（マイナンバーカードなど写真付きのもの）

◆離職票または雇用保険受給資格者証の写し（失業により特例で申請される方のみ）

※7月分以降の申請は7月1日（月）から受付します。

問い合わせ

国保年金課 ☎ 84-0653

国民健康保険に加入している方へ

ページ番号 1001793 【問い合わせ】国保年金課 ☎ 84-0651

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

事前に認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。入院など高額な支払いが予想される場合は、国保年金課で申請してください。

※既に認定証を使用している方も、8月から使用するには、更新の申請をする必要があります。

※国民健康保険税に滞納がある方は、認定証の交付ができません。

※マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、ぜひご利用ください。

申請対象者 半田市国民健康保険に加入しており、次のいずれかに該当する方

- ◆70歳未満の方
- ◆70歳以上の方のうち3割負担で住民税課税所得が690万円未満の世帯の方
- ◆70歳以上の方のうち2割負担で住民税非課税世帯の方

※70歳以上の方のうち、3割負担で住民税課税所得が690万円以上の方と、2割負担で住民税課税の方は、高齢受給者証が認定証を兼ねますので申請の必要はありません。

手続きに必要なもの

- ◆国民健康保険証
 - ◆世帯主のマイナンバー確認書類
- ※前年度より引き続き認定証の交付を希望される方は、今まで使用していた認定証もお持ちください。

■ 70歳～74歳の方へ高齢受給者証を郵送します ページ番号 1001786

8月以降に使用できる「高齢受給者証」を7月末までに郵送します。

高齢受給者証には医療機関での自己負担割合が記載されています。医療機関には、保険証と高齢受給者証をあわせて提示してください。

新しい高齢受給者証 白色
有効期限 令和7年7月31日

※令和7年7月31日までに75歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日の前日が有効期限になります。